

医療法人等に係る法人事業税 申告書添付書類の記載要領 (所得配分方式)

この申告書添付書類（医療第1表）は、医療法人等（※注1）が、法人事業税の確定申告書及び修正申告書を提出する際に、地方税法第72条の23第2項の規定（医療法人等の課税標準の算定の方法）により、医療事業に係る法人事業税の社会保険診療に係る所得を所得配分方式（※注2）で計算する場合に作成し、法人事業税の課税標準額計算の内訳として、併せて提出するものです。

なお、この添付書類を提出する法人は、所得金額に関する計算書（地方税法施行規則第6号様式別表5）と併せて法人税法施行規則別表4（所得の金額の計算に関する明細書）を提出してください。

ただし、社会保険診療に係る所得とそれ以外の所得を区分して経理している医療法人等にあつては、所得の区分計算明細書を添付し、また、租税特別措置法第67条第1項（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）の適用を受ける医療法人等にあつては、申告書に「特例適用法人」と記入してそれぞれ申告してください。（この場合は、地方税法施行規則による所得金額に関する計算書の提出は必要ですが、前記添付書類の提出は必要ありません。）

※注1「医療法人等」とは、下記のことをいいます。

- ① 医療法第39条に規定する医療法人
- ② 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）
ただし、農業協同組合連合会が設置する医療施設のうち、医療施設に係る医療収入金額に占める各種社会保険診療の収入金額の割合が、常時30%以下であるものとして都道府県知事が認めたものについては、この医療施設から除く。
- ③ 医療事業を行う公益法人等（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む。）
- ④ 医療法人設立を目的とする医療事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

※注2「所得配分方式」とは、医療事業に係る所得等を収入金額によりあん分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法です。

1 記載方法（医療第1表）

(1) 所得金額等の記載方法

ア 「総所得金額」(1)欄は、所得金額に関する計算書（同規則第6号様式別表5）の⑱の「再仮計」欄の金額を記載してください。（当該金額が欠損の場合は、金額に△印を付してください。）

イ 医療事業とその他の事業とを併せて行う場合又は土地譲渡益・有価証券譲渡益等がある場合には、次のとおり算定のうえ、(2)～(4)に記載してください。

(ア) 「医療事業に係る所得金額」(2)欄は、次の「その他の事業に係る所得金額」(3)欄及び「土地譲渡益・有価証券譲渡益等」(4)欄に記載すべき額がある場合、総所得金額から(3)欄及び(4)欄の金額を控除して算定した金額を記載してください。

(イ) 「その他の事業に係る所得金額」(3)欄は、総所得金額にその他の事業に係る収入金額と総収入金額の割合によりあん分して、算定します。

$$\text{その他の事業に係る所得等} = \text{総所得金額} \times \frac{\text{その他の事業に係る収入金額}}{\text{総収入金額}}$$

(ウ) 「土地譲渡益・有価証券譲渡益等」(4)欄は、総所得金額の計算上、益金又は損金として計上した土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）の譲渡益等がある場合、当該金額を記載してください。

おって、有価証券譲渡益等があった場合については、土地譲渡益等と同様に記載してください。

(2) 社会保険診療に係る所得等の計算

ア 「社会保険診療分の医療収入金額」(5)欄
(7)欄の金額を転記してください。

イ 「医療事業の総収入金額」(6)欄
(エ)欄の金額を転記してください。

ウ 「社会保険診療分の所得金額」(7)欄
次式により算定してください。

(i) 医療事業とその他の事業とを併せて行う場合又は土地譲渡益・有価証券譲渡益等がある場合

$$\text{「(7)」欄} = \text{「(2)」欄の金額} \times \frac{\text{「(5)」欄の金額}}{\text{「(6)」欄の金額}}$$

(ii) (i)以外の場合

$$\text{「(7)」欄} = \text{「(1)」欄の金額} \times \frac{\text{「(5)」欄の金額}}{\text{「(6)」欄の金額}}$$

なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。

エ 「当期分の所得金額」(8)欄
上記「(1)－(7)」の金額を記載してください。

オ 「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額」(9)欄
社会保険診療以外の収入に係る繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額を記載してください。(債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額を含みます。)

2 「計算の基礎とする収入金額の計算」の記載方法 (※別紙1及び別紙2参照)

(1) 「社会保険診療分の医療収入金額」の各欄

地方税法第72条の23第3項に規定する法人の事業税の課税標準の算定の特例の適用対象となる医療をいい、「計算の基礎とする収入金額の計算」に各区分ごとに記載し、その合計額を(5)に記載してください。この場合、査定損益があるときは、当該損益を当期の収入金額に加算又は減算するので、この欄に記載してください。

なお、介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療収入に含まれるものは次のものに限られ、それ以外は「その他の収入金額」に区分してください。

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び指定介護療養施設サービス

※注 全額自己負担となる居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入金額」に記載し、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」及び「特定入所者介護予防サービス費」についても「その他の収入金額」に記載してください。

(2) 「その他の収入金額」の各欄

当期分の医療事業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載してください。

なお、項目にあてはまらないものがある場合は空欄を利用して記載し、法人税法施行規則別表4で加算又は減算した収入金額等は、医療事業の収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、それぞれ加算又は減算してください。

そのほか、次の点に留意してください。

ア 「利子・配当等収入」は、所得税法第174条第1号及び第2号に規定する利子、配当等に係る収入をいい、所得税額・県民税利子割額を含んだ金額を記載してください。この場合、法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない部分の金額は、含みません。

イ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を税込経理により会計処理を行っている場合は、社会保険診療分以外の医療等の収入金額に係る消費税等について、法人事業税の課税標準となる所得の算定における医療事業の収入金額に含めないものとし、以下のとおり処理してください。

(i) 「その他の収入金額」の部分の空欄に「△消費税等」と記載し、その右欄に実際の消費税等の額に「△」を付して記載し、当該消費税等の額を医療事業の総収入金額から控除してください。

- (ii) 「医療事業の収入金額に含めない収入金額」の部分の空欄にも(i)と同様に、当該消費税等の額を記載してください。

なお、税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、「その他の収入金額」に含めます。

ウ 次のものは、「その他の収入金額」に含めず、「医療事業の収入金額に含めない収入金額」欄の各項目に記載してください。

- (ア) 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入
- (イ) 従業員の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収する収入
 - ・ 従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入
 - ・ 従業員のために設けた保育施設の利用料金
- (ウ) 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入
 - ・ 国税・地方税の還付金、充当金及び過誤納金（還付（充当）加算金は「その他の収入金額」に含めます。）
- (エ) 購入棚卸資産（医薬品等）に係る仕入れの割戻し（リベート）の額として収入に計上した収入金額
- (オ) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等法人税法の規定により圧縮した金額に相当する収入金額
- (カ) 償却資産の売却益（ただし、取得価額を超えた部分は、「その他の収入金額」に含めます。）
- (キ) 生命保険金・損害保険金のうち、事故当事者や遺族へ支払った金額
- (ク) 国・地方公共団体等からの各種補助金、助成金、補償金収入（ただし、業務の対価として支払われる委託料、協力金等は「その他の収入金額」に含めます。）
- (ケ) 債務免除益

(3) 「その他の事業に係る収入金額」欄

医療事業とその他の事業とを併せて行っている場合は、原則として、それぞれの事業ごとに所得等を算定し、「その他の事業に係る所得金額」(3)欄に記載しますが、その他の事業が、医療事業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なものであり、かつ、医療事業の附帯事業として行われているものにあつては、当該収入金額及び経費を医療事業の収入金額及び経費に含めて所得等を算定しますので、この場合には、「計算の基礎とする収入金額の計算」欄の「その他の事業に係る収入金額」に記載してください。

なお、軽微なものであるかどうかの判定は、その他の事業の売上金額が医療事業の総収入金額の1割程度以下であり、かつ、その事業の経営規模においても、これを独立の事業として取り扱わないこととしたとしても、同種類の事業を行う他の法人との均衡を失しないかどうかにより行います。

附帯事業の意義は、医療事業の性格によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうものですが、それ以外に医療事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に役立てるためにその事業に伴って行われる事業も含めて差し支えありません。

【別紙1】

「計算の基礎とする収入金額の計算」欄の記載に係る取扱い

※記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

収入科目	社会保険診療分の 医療収入金額	その他の収入金額	医療事業の収入金額 に含めない収入金額
社会保険診療に係る収入	○		
介護保険収入	○（注1） ※別紙2参照	○（注1） ※別紙2参照	
生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○（注1）	○（注1）	
労働者災害補償保険法等収入		○	
自費診療収入		○	
健康診断・予防注射等・受託医療収入		○	
特別室等の差額収入		○	
付添人食事代収入		○	
診断書等諸証明書収入		○	
受託技工・検査料等収入		○	
嘱託収入		○	
寝具使用料収入		○	
利子・配当等収入		○	
電気・ガス等使用料収入		○	
生産品等販売収入		○	
不用品売却収入		○	
各種引当金及び準備金の益金算入額			○
社宅・寮等使用料収入		○ (役員貸与分)	○ (従業員使用分)
従業員食事代収入		○ (役員に係る分)	○ (従業員に係る分)

収入科目	社会保険診療分の 医療収入金額	その他の収入金額	医療事業の収入金額 に含めない収入金額
従業員のために設けられた保育施設利用料		○ (役員に係る分)	○ (従業員に係る分)
国税・地方税の還付金、充当金及び過誤納金			○
還付(充当)加算金		○	
仕入割戻額			○
償却資産売却益		○ (取得価格を超える部分)	○
医療保健業の業務の対価として支払われる委託料、協力金等		○	
国等からの各種補助金、助成金、補償金収入			○
債務免除益			○
現金過不足			○
生命保険金・損害保険金		○	○(注2) (支払相当額と相殺されたもの)
保険解約・満期返戻金		○ (運用益部分)	○
保険等の配当金		○	
前期損益修正益			○ (損金減少部分)
土地譲渡益・有価証券譲渡益等に係る収入			○

注1 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療収入に含まれるものは次のものに限られ、それ以外は「その他の収入金額」に区分してください。

(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び指定介護療養施設サービス)

注2 支払相当額と相殺されたものとは、損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等に支払った金額をいいます。

【別紙2】

参考：介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	計上区分		
		社会保険診療分の医療収入金額	その他の収入金額	
指定居宅サービス	訪問	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)		○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
		訪問看護 介護予防訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
		通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)		○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	○(※注)	○(※注)
		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○
	(ショートステイ)	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	○(※注)	○(※注)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	○(※注)	○(※注)
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
		特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○
	指定居宅介護支援	居宅介護支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	○(※注)	○(※注)	
	介護療養施設サービス (療養病床等)	○(※注)	○(※注)	
	介護医療院サービス	○(※注)	○(※注)	
地域密着型サービス	グループホーム 小規模多機能型居宅介護他		○	

※注 全額自己負担となる居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入金額」に記載し、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」及び「特定入所者介護予防サービス費」についても「その他の収入金額」に記載してください。